

第25期佐世保市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和5年9月27日(水) 14時20分から15時50分

2 開催場所 西地区コミュニティーセンター

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 15番	西尾 政喜
委員 4番	中里 政義	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 5番	本城 充	委員 17番	松永 信義
委員 6番	磯本 安男	委員 18番	内野 正実
委員 7番	川口 勇二	委員 19番	大宅 和子
委員 8番	手光 晴也		
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

13番 水口 一男

14番 田中 広昭

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一

事務局次長 小長 賢二
事務局係長 博多屋 孝昭
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局係長 田村 友哉
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第24号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第26号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第27号議案 非農地証明願について
第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第29号議案 特定農地貸付（市民農園）の承認について
第30号議案 農用地利用集積計画（案）について
第31号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請（案）
について
第32号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第33号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第34号議案 佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）
について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 非農地通知について
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第4回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さんこんにちは。朝夕はだいぶ涼しくなりましたが、まだまだ日中は気温が高くな

っていますので、稲刈り等の農作業を行う際には熱中症に十分注意いただければと思います。それから、市議会の一般質問が昨日終了しましたが、阿波副会長と交代しながら出席をいたしました。なお、10月6日には企業経済委員会の令和4年度の決算説明に出席を予定しております。また、9月21日に農政対策委員会の皆さんと宮島市長に意見書を提出して参りました。意見書の内容については皆さんご承知かと思いますが、農業資材等の価格高騰対策、農業所得の増加対策、認定農業者農地集積助成金、農地にかかる工事について、国土調査の早期実施についてお願いをいたしました。市長もよくご理解いただきまして良かったと思っております。本日は第4回総会です、ご審議についてよろしくお願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、13番水口一男委員と14番田中広昭委員から欠席の届出が出ております。委員19名のうち17名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、7番 川口勇二委員、8番 手光晴也委員、補充として9番 牟田昇委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第24号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第24号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の1番2番の案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～説明～

それでは、第24号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の1筆。地目は、登記畑、現況駐車場。面積は1筆38㎡です。転用目的は露天駐車場。施設は駐車場2台、38㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、宮支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは宮支所から北に約

200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和57年に境界を誤認し、造成済みのため新たな造成はない。日照通風、昭和57年以降周辺に被害を及ぼしたことはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

2番、三川内地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、桑木場町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は1筆396㎡です。転用目的は農業者住宅。施設は住宅1棟、木造二階建。建築面積229.52㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは三川内小学校から北西に約1.5kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和33年の施工後、土砂流出等の被害を及ぼしたことはない。日照通風、申請地は周辺より低い位置にあるので、日照通風、耕作などに被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は貯水池、自然流下。汚水は汲み取り。生活雑排水は道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区

3 番 3番阿波です。9月24日に坂口委員と現地を確認しました。現地は既に住宅に隣接した駐車場になっており、40年近く経過していて追認許可相当と判断されているなど、問題ないとして見てまいりました。以上です

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおりで、周辺は道路と宅地に囲まれた所であり、追認許可相当ということで問題ないと思います。以上です。

議 長 2番三川内地区。

4 番 4番中里です。9月8日に違反転用ということで、迎委員と事務局とで現地を確認しました。住宅周辺は山林であり問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。9月8日に中里委員と事務局とで現地を見てまいりました。委員の報告した通りです、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第24号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下本山町の1筆。地目は、登記田、現況田。面積は1筆191㎡です。転用目的は農家住宅。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟、木造平家建、建築面積78.25㎡です。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、中里駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは中里駅から西に約190mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.19m。L字擁壁を設けることにより土砂流出を防止するので、影響を及ぼす恐れはない。日照通風、建物の高さを5.647mに加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農家住宅に該当します。

2番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、俵ヶ浦町2筆の一部。地目は、登記畑、現況畑。面積は2筆合計320㎡です。転用目的は道路の拡幅及び駐車場。権利は使用貸借権設定です。施設は道路拡幅部分50㎡、駐車場270㎡です。耕作者あり。農地区分は農振外で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは東蓮寺から南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、最低0.1m。盛土箇所にブロック積を行うため、土砂流出の恐れはない。日照通風、建築物を設けないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

3番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町鹿町の2筆。地目は、登記畑、現況荒地。面積は2筆合計1,096㎡です。転用目的は農業用資材置場。権利は、所有権移転贈与です。施設は、資材置場540㎡、通路207㎡、その他法面349㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは鹿町小学校から南

に約900mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建築物を設けないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

4番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町口ノ里の4筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は4筆合計3,044㎡です。転用目的はオートキャンプ場。権利は所有権移転売買です。施設はフリーサイト19区画。BBQスペース1箇所。駐車場20台、596㎡。併用地含め計画全体面積、6,910㎡。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは鹿町支所から北に約1.5kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。駐車場部分のみ砕石舗装を行うため、被害を及ぼす恐れはない。日照通風、隣接地に農地はないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水は簡易トイレ。生活雑排水はグリストラップを設置し、側溝へ放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

1番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法 第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。9月25日に永田委員と譲渡人の3人で現地を確認してまいりました。ここは上の方には農地がありますが、奥の方は住宅になっておりまして、被害防除計画に基づいていただければ別に問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりで問題はありません。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。1番の議案につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは残りの案件に移ります。2番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2 番伊賀崎です。9月25日に富川委員と現地を見てまいりました。これは、来客用の駐車場を確保したいとのことでの申請です。別に問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 地区担当推進委員の意見を願います。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおりで問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 続きまして、3番4番鹿町地区。

1 8 番 1 8 番内野です。9月23日に松田委員と現地を確認してまいりました。まず、3番についてですが、5年程前に譲渡人が相続されているのですが、市外在住のため財産の管理が困難とのこと実家も売却されているような状況です、転用はやむを得ないと思って見てまいりました。

次に4番についてですが、ここは農振除外になった土地で、近くには水田があるのですが、耕作放棄地となっていますので別に問題ないと思って見てまいりました。以上です。

議長 地区担当推進委員の意見を願います。

松田委員 鹿町地区の松田です。3番4番ともに今報告があったとおり、被害防除計画どおりにやっていただければ問題ないと思います。よろしく願います。

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。25号議案につきまして、許可相当として県に進達いたします。

次に、第26号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第26号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番、宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町神浦の15筆の一部。地目は、登記畑、原野、現況原野、畑、雑木林、田。面積は15筆合計1,035㎡です。転用目的は土質調査。権利は、賃借権設定です。施設は、ボーリング調査地点7箇所525㎡、運搬路510㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の第1種農地に該当しますが、例外規定である、一時転用に該当。また、農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、所在は①から⑦の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。盛土、切土の造成工事は一切行わないため、被害を及ぼす恐れはない。日照通風、三脚櫓であり、隣接する農地と距離があるため、日照通風に被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、ボーリングによる土質調査を7箇所予定。1箇所あたり10日間を予定しており、1箇所ずつ調査を行い、その都度復元を行う。三脚櫓、ポンプ等を撤去し、調査箇所は埋め戻し、原形にする。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

15番 15番西尾です。9月23日に畠中委員と現地を確認してまいりました。今回の一時転用は、今後、風車を建てるのに適切な土地であるかどうかを見極めるためのボーリングによる地質調査でありますので、被害防除計画どおりに行っていただければ問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員の報告のとおりで問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第26号議案につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、第27号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第27号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は白岳町の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は145㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは大宮幼稚園・にじいろ保育園から東へ約200mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6 番 6番の磯本です。9月24日に丸田委員と現地を確認してまいりました。ここは市街化区域内で明治のころから宅地として利用されており、何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

丸田委員 日宇地区の丸田です。磯本委員の報告のとおりで問題ないと思います。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第27号議案について、非農地証明を交付することといたします。

次に、第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を

お願いします。

事務局 はい、第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。説明の前ですが、3番の小佐々地区の案件については取り下げの依頼があつておりますので、本日は1番及び2番のみの審議となります、よろしく願いいたします。それでは説明に入ります。

1番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、吉井町立石、地目は登記畑、現況畑。面積346㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、吉井町福井の3筆、地目は登記田、現況畑。面積3筆合計1,767㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。

以上2件について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。なお、2番の案件について関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法 第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 吉井地区についての地区担当委員の調査結果ですが、本日は水口委員が欠席のため、代わって江迎地区の松永委員から報告をお願いします。2番吉井地区。

17番 17番松永です。水口委員に代わって報告いたします。9月22日に水口委員と末永委員と3名で現地を見てまいりました。ここは以前から譲受人が借りて飼料を作っていた土地で、今回買って欲しいとのことでの申請です。農地としてきちんと整備されており、経営も安定しているようですので何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。2番の案件につきましては、許可することといたします。委員は入室

願います。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件に移ります。1番吉井地区。

1 7 番 17番松永です。9月22日に水口委員と末永委員と3名で現地を見てまいりました。ここは昔分家に譲った土地とのことで、今回それを買い戻されるとのことです。隣の土地も譲受人の畑でありますので、何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。松永委員の報告のとおりであり、現地調査当日は譲受人にもお会いして話をしました。きちんと営農されており問題ないと思って見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第28号議案につきましては、許可することといたします。
次に、第29号議案 特定農地貸付（市民農園）の承認について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第29号議案 特定農地貸付（市民農園）の承認について、ご説明いたします。
特定農地貸付の承認申請が江迎地区で1件、申請がっております。申請地は、江迎町末橘の1筆の一部、MR末橘駅から500mほど北東に位置する農地で、地目は登記簿田、現況畑、面積は240㎡。申請者は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培し、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園として開設し、貸付したいとのことです。申請人は、特定農地貸付規程を定めておられます。また、貸付期間は3年以上5年未満、賃料は年間6,000円/1区画となっており、開設規模につきましては、1区画40㎡で、計6区画の計画となっております。貸付規程及び位置図につきましては次ページ以降に記載しております。特定農地の貸付は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律で定められており、法第3条の特定農地貸付けの承認を求めることができるとされています。特定農地貸付けに関する農地法等の特例

に関する法律の解説としましては、法第3条、特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程及び貸付協定を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出し、承認を求めるとあります。これを受け、農業委員会は承認の申請があった場合において、次に掲げる条件に該当すると認められる時はその旨を承認することができるとされています。貸付規定には①市民農園として利用する農地の所在、地番及び面積。②市民農園を借りる者の募集及び選考の方法。③市民農園の区画の貸付けの期間その他の条件。④市民農園の貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法。⑤その他農林水産省令で定める事項がすべて記載されており、貸付規程に必要とされている全ての条件を満たしております。また、農業委員会に承認を得る際には、①市民農園の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、市民農園が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること、②市民農園を借りる者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること、③上述の③から⑤までに掲げる事項が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること、④その他政令で定める基準に適合するものであることの全ての条件に該当している必要があります。資料につきましては、8ページに位置図、区画図、9ページに貸付規程、10ページに特定農地貸付（市民農園）の開設手続きのフロー図を添付しております。フロー図の説明ですが、3パターンの開設方法があり、今回の件は、2の所有農地で開設する者（農家等）③の手続きとなっています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。9月22日に小川委員と事務局との4名で現地を確認してまいりました。市民農園とのことで借り手がいるかどうかは心配なのですが、開設者としてきちんと管理して荒らさないようにすると了承されましたので、何ら問題ないとして見てまいりました。よろしくお願いたします。

議 長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員から報告があったとおりです。面積が小さいので借りる方がいらっしゃるかどうかは心配なだけで、周辺農地との関係も問題ないと思って見てまいりました。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。
はい、北村委員。

2 番 2番北村です。もし借り手がいなくて荒れた場合は取り消しができるのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。荒らさないようにするというので、佐世保市と貸付協定を結ばれていますので、仮に借り手がいなくても開設者が適切な管理を行わなければならないということになっています。

2 番 2番北村です。それでも荒れた場合は取り消しができるのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。この案件についてご承認いただくこととなるのであれば、それは貸付規程に基づくものとなりますので、まずは適切な維持・管理及び運営を図るよう指導を行っていくことになるかと思われま。

2 番 わかりました。

議 長 他にありませんか。

はい、牟田委員。

9 番 9番牟田です。農地の所有者が貸し付けを行うことになるのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。所有者が開設者として、全て準備して貸し付けまで行うことになっています。

9 番 9番牟田です。所有者は農家の方でしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。農家台帳にも記載されている農家の方になります。

9 番 9番牟田です。貸し付け予定の農地が6区画あって、実際に何名来られるかは分かりませんが、トイレや駐車場などの設備が必要なのではと思います、その辺はどうなっているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、事務局です。8ページに区画を示した図がありますが、道を挟んだ隣に所有者

の自宅がありますので、そこを駐車場として確保されております。仮設トイレについても準備予定と聞いていますので問題ないと思います。

9 番 はい、わかりました。

議 長 他にありませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第29号議案について、承認されたということで回答いたします。
次に、第30号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第30号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、世知原地区1件、鹿町地区1件の合計2件。所有権の移転は、日宇地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第30号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第31号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第31号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。
要請(案)につきましては、針尾地区3件、三川内地区1件、早岐地区1件、柚木地区1件の合計6件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載

のとおりです。

以上です、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第31号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請(案)については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして、第32号議案農地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第32号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第32号議案は、承認されましたので、(案)を削除願ひます。

続きまして、第33号議案農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第33号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、針尾地区1件、江上地区2件、三川内地区1件、早岐地区2件、中里地区2件、世知原地区1件、鹿町

地区1件の合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第33号議案は、承認されましたので、(案)を削除願ひます。

次に、第34号議案 佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第34号議案 佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に「農業委員は、指針を定めなければならない。」と定められておりまして、本市では、平成29年7月に佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を制定しております。この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととされており、令和2年9月に一度改訂をいたしております。今年度が改選期にあたるため、別紙(案)のとおり見直しを行うものです。なお、総会に諮る前に、農政対策推進検討委員会において意見聴取を行い、本議案としております。参考資料として、現行の指針との新旧対照表を議案の後ろの方24ページに添付しております。名称変更や制度の改正による変更部分につきましては、新旧対照表でご確認をお願いいたします。では、議案の19ページをお開きください。

平成29年の制定日と令和2年の改正日が記してあります。本案をご承認いただいた場合、令和5年の改正日を追記します。令和5年〇月〇日と記載しておりますが、日付の後ろに改正の文字が入ります。令和5年〇月〇日改正にご修正をお願いいたします。また、同様に24ページの新旧対照表につきましても、同様の修正をお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。さて、19ページの右側中断あたり11行目になりますが、なお書きのところ、「なお、農業委員と推進委員が、この指針に基づく活動を行うにあたっては、それぞれの担当地区を活動の基本とするが、当該地区に限定せず周辺地区等への協力は行うものとする。」という文言がございます。改正前にも記載されていた文言ではありますが、農政対策推進検討委員会において、本市農業委員会の地区を超えた委員の協力関係につきましてご意見をいただきまして記載をしている部分になります。

次に20ページをお開きください。遊休農地の解消目標の表についてです。令和5年3月の現状を元に3年後の令和8年3月の目標および10年後の令和15年3月の目標を設定しております。改正前の指針では、7年間で遊休農地を解消するという目標に新規発生分を加えて設定しておりました。一方で、毎年度設定しております「最適化活動の目標の設定」においては、新規発生分は翌年度には解消するという目標設定になっていることから、10年後の目標に掲げる遊休農地の面積は0になっております。

次に、21ページをお開きください。担い手への農地利用集積目標の表についてです。毎年度設定しております「最適化活動の目標の設定」および長崎県農業会議が策定している「農家との絆を深める運動」におきまして、本市は、単年度に70.1haの集積を目標としておりますことから、これを元に3年後、10年後の目標を設定しております。

次に22ページをお開きください。新規参入の促進目標ですが、表の下段の説明では、「農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。」と記載になっておりますが、具体的な必要数がわかりませんので、過去の実績から毎年度同数の新規参入があると見込んで目標設定をしております。

次に23ページをお開きください。本指針の全体的な章立ては、第1 基本的な考え方、第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法となっておりますが、新たに、第3「地域計画」の目標を達成するための役割が加えられております。なお、農業委員会等に関する法律第7条第4項に「農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」と規定されておりますので、本議案が承認されましたら、速やかにホームページにて公表をいたします。

以上、第34号議案に関しまして、よろしくご審議お願いいたします

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

農業委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第34号議案は、承認されましたので、(案)を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告6 非農地通知について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和5年度「女性の新任委員初任者研修会」の開催について】

【タブレット端末稼働状況について】

【農業委員会から市長への意見提出について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議 事 録 署 名 人

議 長 _____ 印

7 番 _____ 印

8 番 _____ 印